

東京における公的職業訓練

公的職業訓練は、公共職業訓練と求職者支援訓練の総称
 国（ポリテクセンター）や都道府県（職業能力開発校）、民間教育訓練機関（委託訓練・求職者支援訓練）で職業訓練が実施されているが、東京の特徴として全国で唯一、ポリテクセンターが設置されておらず、公共職業訓練のうち施設内訓練について東京都の職業能力開発施設で実施されている。

公共職業訓練 （国・東京都）

離職者、在職者、学卒者、障害者等に対し、段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、国及び都道府県が公共職業能力開発施設で実施する訓練と民間事業者等に委託して行う職業訓練がある。

離職者訓練

主に雇用保険受給者を対象とした訓練（給付金：雇用保険法に基づく各種手当）
 公共職業能力開発施設で行う施設内訓練と民間事業者等に委託して行う委託訓練がある。

施設内訓練

民間教育訓練機関で実施できない若しくは困難な「ものづくり系の科目」を中心に、東京都の職業能力開発施設（東京都立職業能力開発センター・校）で実施する訓練

委託訓練

専修学校、NPO、大学など多様な民間教育訓練機関等に委託して実施する訓練

在職者訓練

在職者を対象とした訓練で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部（以下、「機構東京支部」）や東京都の職業能力開発施設等で実施する訓練

学卒者訓練

高等学校卒業生等を対象とした訓練で、東京都の職業能力開発施設において実施する訓練

障害者訓練

ハローワークの求職障害者を対象とした訓練で、東京障害者職業能力開発校（国設・都営）等で実施する訓練

求職者支援訓練

（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部）

ハローワークに求職申込みをしている方を対象とした訓練（給付金：雇用保険法に基づく各種手当・職業訓練受講給付金） ※令和4年7月法改正。以前は「主に雇用保険受給者以外」が対象
 国が定める一定基準のもと認定した民間教育訓練機関で実施する訓練で、基本的能力を習得する「基礎コース」と、基本的能力と実践的能力を一括して習得する「実践コース」がある。
 求職者支援訓練の認定に関する事務や訓練実施機関に対する指導・助言は機構東京支部が行っている。

※ 公共職業訓練において委託先民間教育訓練機関には委託費を、求職者支援訓練においては認定職業訓練実施奨励金を支給

令和6年度 東京における事業規模（職業訓練実施計画数）

- ・ 令和6年度の計画数について、公共訓練のうち離職者訓練が13,916人（全国141,599人の9.8%）で、そのうち都立職業能力開発センターで実施する施設内訓練が3,010人、民間教育関連機関に委託して実施する委託訓練が10,906人としている。
- ・ 求職者支援訓練については、7,018人（全国64,348人の10.9%）で、そのうち基礎コースが700人、実践コースが6,318人としている。
- ・ 公共職業訓練のうち、在職者訓練、学卒者訓練、障害者訓練については、下表のとおり。

	公共職業訓練	求職者支援訓練
離職者訓練	①対象：主に雇用保険受給者 ②期間：概ね3か月～1年 （※1～2か月「短期・短時間特例訓練」） ③実施機関：東京都（職業能力開発センター・校）等 ④令和6年度計画：13,916人（全国の9.8%） （内訳）施設内訓練：3,010人 委託訓練：10,906人 ⑤目標就職率（全国）：施設内訓練 82.5% 委託訓練 75%	①対象：ハローワーク求職申込み者 （4年7月法改正。6月までは「主に雇用保険受給者以外」） ②期間：基礎コース（2か月～4か月） 実践コース（3か月～6か月） ③実施機関：民間教育訓練機関等 ④令和6年度計画：7,018人（全国の10.9%） （内訳）基礎コース：700人 実践コース：6,318人 ⑤目標就職率※（全国）：基礎コース 58% 実践コース 63% ※雇用保険適用就職率
在職者訓練	①対象：在職者 ②期間：概ね2日～5日 ③実施機関：東京都（職業能力開発センター・校）等 ④令和6年度計画：22,312人（全国113,500人の19.7%） ※障害者向け50人、生産性向上訓練等2,940人を含む	—
学卒者訓練	①対象：高等学校卒業者等 ②期間：概ね3か月～2年 ③実施機関：東京都（職業能力開発センター・校） ④令和6年度計画：1,265人（全国5,800人の21.8%） ※前年度からの繰越205人を含む	—
障害者訓練	①対象：ハローワークの求職者（障害者） ②期間：概ね3か月～1年 ③実施機関：東京都（障害者職業能力開発校等） ④令和6年度計画：1,020人（全国6,310人の16.2%） （内訳）施設内訓練：320人 委託訓練：700人	—